○農林水産省告示第千七百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年九月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県新見市豊永赤馬字大谷一一四の六（次の図に示す部分に限る。）、一一四の七、一一四の九、一一二の一〇、一一二の七（次の図に示す部分に限る。）、一一二の九

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年九月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県新見市豊永赤馬字百田七一の三、字大谷一〇四の六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千七百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年九月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県美作市大原字カヤノ尾六八七の二、六八七の三、字トヤノ尾五六六の二、五六八の二、字大石上五六九の五

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千七百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年九月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県長岡郡本山町七戸字龍王山九四四の一四

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千七百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県苫田郡鏡野町杉字丸谷七五七の一、字右どち七五八の五、富東谷字梨子の木原八九九の二、八九九の五、字出合九三九の一、九三九の二、九三九の三（国有林）、九三九の四から九三九の一一まで、字河内一〇二八の二、字白つえ一三四〇の二、一三四一の二、一三四四の二、一三四九の二、一三五一の二、字山口一四八五の二、一四八七の二、一四八八の二、一四八八の三、大町字間地口九〇五の一、九〇五の三から九〇五の五まで、九〇五の一一、字笹倉九三三の二、九三三の五、九三三の一〇、九三五の二、九三五の三、字奥笹倉九三六の一、九三六の二、九三七の一、九三七の三、九三八の一、字大倉谷一一八の一から一一一八の五まで、一一一九の一、一一一九の二、一一二二、一一二三の一、一一二四の一から一一二四の七まで、一一二五の一、一一二五の三から一一二五の三一まで、一一二六の一、一一二六の三、一一二六の五から一一二六の七まで、一一二八の一、一一二八の三、一一二八の五から一一二八の八まで、真経字大谷四三八の一、字松尾谷頭四三九の二、四三九の四、字横野越四四〇の一から四四〇の三まで、字両畑越四五〇の一から四五〇の四まで、字大谷こうら峪四六〇の一から四六〇の六まで、字いらんどち四六九の一、四六九の二、字中の峪四七〇の一、中谷字尺ノ尾屺向一二一九、字落合向一二二一から一二二四まで、一二二六、一二二八から一二三一まで、一二三三、一二三七、一二四二、一二四七、字下タ穴口一二五、字小芽口一二三二、字小カヤ一二三四、一二三六、一二四一、字桑ノ木畑一二四八の一、一二四八の二、字奥尺ノ尾一二四九、一二五二の一、一二五二の二、一二五三の一、一二五三の四、一二五三の六から一二五三の二一まで、一二六二、一二六九の四、一二七四、一二七五の二、字尺ノ尾一三三一、一三三五の二から一三三五の六まで、一三三六の三、一三四五、一三四六、一三四八、一三四九、一三五一、一三五一の一、一三五二の一、一三五三、一三五四、一三五七、字上小谷一三四七、一三五五、字尺尾道下タ一三六〇、羽出字チト谷下平七六〇の一、七六〇の一九、香々美字河原谷奥五五一の一、五五一の四、五六一、五六二の一、五六二の七、真庭市蒜山下和字山乗二〇九五の一、二〇九五の二六、二〇九五の二七、二〇九五の三二、字植杉二二七四の一、二二七四の一九、二二七四の四六、二二七四の一一〇、二二七四の一一一

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

一、一二七五の二、字尺ノ尾一三三一、一三三五の二から一三三五の六まで、一三三六の三、一三四五、一三四六、一三四八、一三四九、一三五一、一三五一の一、一三五二の一、一三五三、一三五四、一三五七、字上小谷一三四七、一三五五、字尺尾道下タ一三六〇、羽出字チト谷下平七六〇の一、七六〇の一九、香々美字河原谷奥五五一の一、五五一の四、五六一、五六二の一、五六二の七、真庭市蒜山下和字山乗二〇九五の一、二〇九五の二六、二〇九五の二七、二〇九五の三二、字植杉二二七四の一、二二七四の一九、二二七四の四六、二二七四の一一〇、二二七四の一一一

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県**久**米郡美咲町錦織字鳥ケ峪七三五の二、字才ノ谷七三八の一、七三八の三から七三八の七まで、七三八の一〇、七三八の一一、七三八の一三から七三八の一七まで、**久**米南町下二ケ字家の上一六七〇、字びしゃもん平一六七一から一六七五まで、字奥の谷一六七六から一六七九まで、一六八九、字馬の背一六八一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁並びに真庭市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　大分県豊後大野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、豊後大野市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び豊後大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　大分県中津市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

中津市（次の図に示す部分に限る。）